

JA 自己改革 ニュース

JAひすいでは、毎月「JA自己改革ニュース」を発行し地域の皆さんにJA自己改革の内容・進捗をお知らせしています

JAの正組合員と准組合員の違いって何？

JAの組合員は、農協法の中で、**正組合員**と**准組合員**に区分されています。JAの正組合員は、**農業を営む人々や農業で働く人、そして農家の家族の皆さん**です。協同の力で農業を育むと共に、消費者に安全で安心な農畜産物をお届けすることで、わが国の食と農を守り、農業を通じて地域を豊かにする主人公……それがJAの正組合員です。

正組合員に対して、農業に直接関わることがあまりない人々も含めて、**誰でもJAの事業を利用できるように**、准組合員という仕組みがあります。准組合員は、事業を利用するだけではありません。**正組合員がつくった農産物を食べる人々でもあり、地域農業を「食」を通じて支える大切な仲間**です。中には、食べるだけでなく、一緒に農業に関わる准組合員も増えています。

現在の制度では、JAの運営は正組合員が中心となっています。これからはJA自己改革で重要視している「対話」を通じて、准組合員の声もJAの運営に反映することが大事になっています。



けいはん 「畦畔雑草対策研修会」開催！



7月2日(月)、JAひすい営農部が、糸魚川地域振興局農林振興部と協賛し「**畦畔雑草対策研修会**」を開きました。これは、中山間地域における農作業で、水田畦畔の草刈りが**大きな負担**となっていることから、畦畔などにおける草刈り作業の**省力化**や**農作業事故防止**を目的として開催しました。

研修会には、早川地区にある焼山の里ふれあいセンターを会場に、地元農家の皆さんや関係者約80人が参加。地域振興局職員が草刈り作業の現状として「**高齢化に伴い継続が困難な作業として挙げられている**」「**農作業事故の約2割が草刈り中に起こっている**」と説明し、リモコン式自走草刈り機と、自走式草刈機・トラクター作業機による草刈り作業を実演しました。

JAひすい営農部の原副部長は「**今後も草刈り作業の労力低減に向け、農家の皆さんに様々な情報を提供していきたい**」と話しました。



～畦畔雑草対策研修会の様子～